

## 世田谷区本庁舎等整備推進委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 13 日

29 世庁舎整第 5 号

## (設置)

第 1 条 世田谷区における本庁舎等整備の推進を図るため、世田谷区本庁舎等整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本庁舎等整備の推進に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

## (組織等)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

## (検討部会)

第 5 条 委員会から指示された事項を調査し、検討するため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の組織その他運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

## (事務局)

第 6 条 委員会の事務は、庁舎整備担当部庁舎整備担当課において処理する。

## (委任)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 13 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序（以下「区長の職務代理順序」という。）が第1順位の副区長
副委員長	区長の職務代理順序が第2順位の副区長 教育長
委員	世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長、総合支所長、世田谷保健所長、教育次長、教育政策部長、生涯学習部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長及び会計管理者